

健感発 0401 第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

伊勢志摩サミット等開催に伴う感染症発生動向調査の徹底について

今般、伊勢志摩サミット等が、別紙 1 の日程で開催されることに伴い、警察庁警備局長から当省大臣官房長あてに、警備協力の要望がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条及び第 14 条の規定に基づく感染症の発生動向調査については、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日改定）により運用しております。このうち、感染症法第 14 条第 1 項に基づき厚生労働省令で定める疑似症については、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患及び、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握することを目的として、疑似症定点として指定された医療機関からの届出情報を収集しておりますが、伊勢志摩サミット等の開催に伴い、テロ未然防止対策を強化する観点から、疑似症の届出情報について国立感染症研究所において、監視をすることとしております。

つきましては、貴自治体における感染症に係る健康危機管理体制を改めて確認いただくとともに、疑似症定点として指定されている医療機関に対して、改めて、疑似症の届出基準（別紙 2 参照）を周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙1)

G7伊勢志摩サミット等開催日程

日 程	会 合 名	開催都市
平成28年 4月10日(日)～11日(月)	外務大臣会合	広島市
4月23日(土)～24日(日)	農業大臣会合	新潟市
4月29日(金)～30日(土)	情報通信大臣会合	高松市
5月 1日(日)～ 2日(月)	エネルギー大臣会合	北九州市
5月14日(土)～15日(日)	教育大臣会合	倉敷市
5月15日(日)～16日(月)	環境大臣会合	富山市
5月15日(日)～17日(火)	科学技術大臣会合	つくば市
5月20日(金)～21日(土)	財務大臣・中央銀行総裁会議	仙台市
5月26日(木)～27日(金)	G7首脳会談	志摩市
9月11日(日)～12日(月)	保健大臣会合	神戸市
9月24日(土)～25日(日)	交通大臣会合	軽井沢町

別紙2 医師及び指定医療機関の管理者が都道府県知事に届ける基準（抄）

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

1 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

（1）定義

①摂氏38度以上の発熱及び②呼吸器症状の両者を呈し、かつ、それらの症状が明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものではない状態を指す。

（2）届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（1）の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及びいわゆる普通感冒など感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

（3）注意事項

本届出は、例えば新型インフルエンザ等の感染症の発生を想定して、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。

このため、（1）の②の「呼吸器症状」とは、入院を要する程度に重症であり、呼吸困難の状態等を指すものとする。

2 発熱及び発しん又は水疱

（1）定義

①発熱及び②発しん又は水疱の両者を呈する状態を指す。

（2）届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（1）の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び発熱及び発しんを呈するが感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

（3）注意事項

本届出は、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握するために行うものであることから、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。

3 全般的注意事項

1 及び 2 において、当該症状が

ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。

イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

(参 考)

感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所(以下この条において「指定届出機関」という。)を指定する。

感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(指定届出機関の指定の基準)

第六条

2 法第十四条第一項 に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項 に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「疑似症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

1	摂氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
2	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所